

日 時	令和2年9月1日(火) 11:00~11:30 第3回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議 題	<p>1 よこはま地域包括ケア計画(第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)【2021年度~2023年度】における特別養護老人ホーム等の介護施設の整備について【健康福祉局】</p> <p>2 よこはま地域包括ケア計画(第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)【2021年度~2023年度】の策定について【健康福祉局】</p> <p>3 株式会社横浜港国際流通センター(YCC)に関する本市の関与について【港湾局】</p> <p>4 横浜ベイサイドマリーナ株式会社(YBM)に関する本市の関与について【港湾局】</p> <p>5 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社(YCAT)に関する本市の関与について【都市整備局】</p> <p>6 横浜市国際戦略の改定素案について【国際局】</p>
議 事 要 旨	<p>1 よこはま地域包括ケア計画(第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)【2021年度~2023年度】における特別養護老人ホーム等の介護施設の整備について</p> <p><b>【論点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上になると、要介護者になるリスクが高くなる。このため、増加していく75歳以上の被保険者数(2023年:約53万人、2026年:約58万人、2040年:約63万人)に見合う特別養護老人ホーム等の介護施設を整備する。</li> <li>・8期計画では、7期計画と同様、①特別養護老人ホーム(特養)②認知症高齢者グループホーム(GH)③介護付有料老人ホーム等(特定施設)の整備を行う。8期の各年度の公募数は、①特養600人(新規整備450人、ショート転換150人)、②GH225人、③特定450人とする。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特養、介護老人保健施設(老健)、介護医療院[介護医療院への転換予定の介護療養型医療施設を含む]、GH、特定施設の合計の供給量(定員×利用率)の75歳以上人口に占める割合が、7期末(9.0%)と同様になるように整備する。</li> <li>・特養(サテライト型を含む)、GH、特定で新規整備を進めるとともに、老健利用率向上と、介護医療院の整備(医療療養病床からの転換を含む)に向けた検討を行う。</li> <li>・整備と相談体制充実の効果から、指標「特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した方の平均待ち月数」は8期計画では11か月(7期計画は12か月)と</li> </ul>

する。

**【主な意見】**

- ・ 特養の整備に必要な土地の確保が難しくなっているが、重要な事業なので、そのような状況においても安定的に供給できるよう、しっかりと進めていく必要がある。

**【結論】**

局案の方向性について了承。

## 2 よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）【2021年度～2023年度】の策定について

### 【論点】

計画期間を2021～2023年度とする「よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」（以下、「第8期計画という。」を策定する。策定にあたり、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据えた、第8期計画の目標と施策展開の方向性を確認する。

### 【説明要旨】

- ・団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができること、また、超高齢化社会がさらに進展する2040年に向け、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていくことを第8期計画の目的とする。
- ・第8期計画の目標は、「ポジティブ・エイジング～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～」とし、既存の高齢者保健福祉計画・介護保険滋養計画に加え、「共生」・「備え」・「安心」の3点を軸とした認知症施策推進計画を新たに項目出しする。

### 【主な意見】

特になし

### 【結論】

局案の方向性について了承。

### 3 株式会社横浜港国際流通センター（ＹＣＣ）に関する本市の関与について

#### 【論点】

- ・ＹＣＣは、「民間主体への移行に向けた取組を進める団体」に位置付けられており、外郭団体等経営向上委員会から、民間主体への移行についてのロードマップの作成を求められている。
- ・ＹＣＣは全国で４か所しかない総合保税地域の許可を有する総合物流施設を所有・運営し、埠頭㈱は国際コンテナ戦略港湾政策に基づき、本牧Ａ突堤において大規模なロジスティクス拠点の整備等を進めており、ともにロジスティクス施策を担っている。
- ・そこで、本市が保有するＹＣＣ株式を埠頭㈱に有償譲渡し、ＹＣＣを埠頭㈱の関連会社にする事で、横浜港のロジスティクス施策の一元化を図り、国際コンテナ戦略港湾の一層の推進を図る。
- ・本市保有株式の譲渡は２５％未満になるまで、令和３年度から５か年程度で段階的に進めていく。その結果、本市の外郭団体から外れることとなる。

#### 【説明要旨】

- ・日米貿易摩擦による輸入促進の要請を背景として、国の政策に基づき、地元業界の協力を得て、物流の高度化に対応した施設の建設・運営をする団体として本市が設立発起人となり、県や民間企業（金融機関等含む）との共同出資により、平成４年にＹＣＣが設立された。
- ・平成８年供用開始後の国内景気の低迷や、平成２０年のリーマンショックの影響を受け、低調な入居率による累積赤字が発生し、本市は直接貸付や借入の損失補償などの経営支援を実施した。平成２２年の経営改革委員会にて、「民間主体の運営が望ましい団体」との提言を受け、埠頭㈱との一体経営などを含めて検討を進めることとなった。
- ・この間の背景として、平成２６年に、国が推し進める国際コンテナ戦略港湾政策に、「集貨」「競争力強化」とともに、コンテナターミナルに近接したエリアに流通加工や温度管理等の高機能な物流サービスを提供するロジスティクスによるコンテナ取扱強化施策として「創貨」が盛り込まれたこと等が挙げられる。
- ・市の保有株式が単純に公募売却されると、港湾物流以外の国内貨物の配送拠点に利用されたり、地元企業の小口利用がしにくくなるなど、戦略港湾施策における創貨施設としての機能を損なう可能性がある。本市が９９．９％の株式を有し、ロジスティクス施策を担う埠頭㈱が筆頭株主であれば、政策の継続的・安定的な遂行が担保できる。
- ・埠頭㈱がＹＣＣを一体経営とすることで、ユーザーニーズに応じ、上屋・Ａ突堤ロジスティクス施設及びＹＣＣ施設を相互に活用させることで、外貿貨物の増加に資する「創貨」の担い手としての役割を果たしていく。
- ・指定保税地域の指定を受けられることができる唯一の団体である埠頭㈱が、全国で４か所しかない総合保税地域の許可を受けているＹＣＣと一体経営すること

で、保税上の相乗効果によるメリットもあり、貨物取扱効率の向上による貨物量の増加も期待できる。

- ・以上により、市保有株式の一部を、令和3年度から5か年程度で埠頭㈱に有償譲渡する。

**【主な意見等】**

特になし

**【結論】**

局案の方向性について了承。

#### 4 横浜ベイサイドマリーナ株式会社（YBM）に関する本市の関与について

##### 【論点】

- ・ YBMは「民間主体への移行に向けた取組を進める団体」に分類され、外郭団体等経営向上委員会から、株式の譲渡に向けて、課題の検討を行いながらロードマップを作成し、計画的に進めるよう求められている。
- ・ 近年、企業や富裕層のニーズによりプレジャーボートの大型化が顕著となっており、民間主体の経営となると、収益性が高い大型艇区画が増設され、一般市民向けの対応が困難となる恐れがある。大型艇は多人数の飲食、宿泊等の商業利用が可能であり、本市の関与が外れると船体と共に棧橋の利用権が売買・転貸され、港湾法による水域占用許可の条件付けによっても適切な公有水面の管理ができなくなる可能性がある。
- ・ また、都心臨海部において、外国船を含めたビジターバース事業やマリンスポーツイベントの運営等の必要性が増大しており、民間主体の経営となった場合、YBMが蓄積したノウハウを活かした収益性の低い公共的事業を実施できなくなる。
- ・ ついては、経営の方向性を「引き続き経営の向上に取り組む団体」に見直し、株式51%の保有を維持することにより、今後も公益性の高い団体として経営に関与する方向で調整を進める。

##### 【説明要旨】

- ・ 放置艇の收容や市民の海洋性レクリエーション需要への対応・普及促進を目的として、平成5年にYBMが設立された。
- ・ 近年のマリーナを取り巻く環境の主な変化として、次の5つがあげられる。
  - ①企業や富裕層の大型プレジャーボートのニーズが高まり、大型艇区画の受入需要が増加した。
  - ②都心臨海部においてインバウンドも含めた大型プレジャーボートの停泊の需要が高まった。
  - ③放置艇対策を進めるため、マリーナに加え地区外に新たな收容施設を整備する必要が生じた。
  - ④ベイサイドマリーナ地区開発の進展に伴い、エリアマネジメントとしてのまちづくり協議会事務局の重要性が高まった。
  - ⑤マリンスポーツの普及に伴い、横浜港内でのマリンスポーツイベント開催の機会が増えた。
- ・ 民間主体となった場合、YBMが所有する棧橋の利用権が売買・転貸され、利用者の把握が困難となり、適切な公有水面の管理ができなくなる。また、富裕層等による大型艇区画の需要が増大している中、本市に無償で提供されている放置艇受入区画（100隻）の確保が困難になるだけでなく、ビジターバースの運営、地区外の放置艇收容施設の整備・運営などの不採算事業が行われなくなる可能性がある。この他、YBM地区の街づくり協議会の運営や地区施設等の整備が困難となること、収益性の低い一般市民向けの小型艇区画の維持や、市

民向けの海洋性レクリエーションのイベントなど、これまでの実績を踏まえた経験、ノウハウが発揮できなくなることが危惧される。

- ・ 以上により、YBM株式会社の株式 51%の保有を維持し、今後も公益性の高い団体として経営に関与する方向で調整を進める。

**【主な意見等】**

- ・ 近年のYBMを取り巻く環境の変化を踏まえ、民営化の方針を見直す必要性は認められる。団体の状況をしっかり把握し、調整を進めること。

**【結論】**

指摘を踏まえつつ、局案の方向性について了承。

## 5 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社（YCAT）に関する本市の関与について

### 【論点】

- ・ YCATに係る本市の関与（経営の方向性）については、現在「民間主体への移行に向けた取組を進める団体」と分類されている。
- ・ 平成 22 年度以降の YCAT を取り巻く経営環境などが変化してきていることから、この方向性を「引き続き経営の向上に取り組む団体」に見直し、本市出資比率（51.7%）を維持しながら、本市外郭団体として市民サービスを提供していくこととする。

### 【説明要旨】

- ・ YCAT は、新東京国際空港（成田国際空港）の開港に伴い、神奈川県域在住の航空旅客の利便増進のため、神奈川県及び横浜市の支援を得て、横浜商工会議所をはじめとする地元経済団体により、昭和 54 年に設立された。
- ・ 民間主体への移行に向け、不採算部門である航空部門及び旅行部門を、平成 22 年度に営業を終了した。また、上位株主数社に本市保有株式や買取相談中の株式の購入を打診したが、平成 26 年の会社法改正を理由に、本市保有株式を引き受ける株主はいない。
- ・ 団体経営の方向性を見直す主な理由は次の 3 点。
  - ①本市施策を進展させる役割がある
  - ②「エキサイトよこはま 22」における役割がある
  - ③バスターミナル事業に係る国の新たな方向性に合致している。
- ・ 本市施策の「活気あふれる観光・MICE 都市」の実現に向け、羽田・成田両空港の大幅な発着回数増や、新高速乗合バスによる国内各都市とのアクセス便の飛躍的増加に着実に対応できるよう、今後も本市が筆頭株主である利点を活かして指導力を発揮し、公平で公益性の高いバスターミナル機能を拡充していくことが必要である。
- ・ 以上により、経営の方向性を「引き続き経営の向上に取り組む団体」に見直し、本市出資比率（51.7%）を維持しながら、本市外郭団体として市民サービスを提供していくこととする。

### 【主な意見等】

- ・ 本市施策の実現に向け、今後も本市が筆頭株主である利点を活かして指導力を発揮することが重要である。

### 【結論】

指摘を踏まえつつ、局案の方向性について了承。



## 6 横浜市国際戦略の改定素案について

### 【論点】

- ・平成27年度に改定した国際戦略の想定期間（概ね2020年）の経過及び様々な環境変化に対応し、国際戦略を改定する。

### 【説明要旨】

- ・横浜市国際戦略は、本市の国際事業の基本的な考え方を整理し、戦略的に展開することで、横浜の成長につなげていくため、概ね2020年までを見据え、平成27年度に策定した。
- ・気候変動や感染症をはじめとする地球規模の課題の一層の深刻化とそれに伴うSDGs達成に向けた機運の高まり、国内においては外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格の創設など、様々な変化が生じていることや、本市における「横浜市国際平和の推進に関する条例」の制定などを踏まえ、本戦略を改定する。
- ・中期4か年計画をはじめ、各区局の計画等と連動しながら、概ね2030年までの中長期的取組を想定する。
- ・2030年を目標とする戦略本文においては、感染症対策を含む地球規模の課題解決への貢献等について掲げるとともに、別冊の形式で、新型コロナウイルス感染症への国際事業のこれまでの対応と概ね収束までを見据えた今後の取組の方向性を整理する。

### 【主な意見等】

- ・国内、国外ともに変化が非常に激しい状況下において、10年先を見据えた戦略を打ち立てることは困難と思われるため、もう少し想定期間の短い戦略とし、着実に取り組んでいくことが重要なのではないか。

### 【結論】

指摘を踏まえ、局案の方向性を再検討。

### （補記）

経営会議での指摘を踏まえ、所管局で想定期間等を再検討し、9月4日に小林副市長、林副市長、国際局長より市長へ説明。改定戦略の想定期間を5年間とし、2025年までの中期的取組を取りまとめることで了承を得た。